

鴨川市行政改革指針

平成 28 年 3 月
鴨 川 市

目次

第1	行政改革の背景	1
1	これまでの行政改革の取組	1
2	地方公共団体を取り巻く状況と行政改革の課題	2
(1)	国の助言と地方財政制度改革	2
(2)	本市の行政改革の課題	3
	ア 国の地方歳出抑制に向けた動き	
	イ 経営資源の状況（財政の状況）	
	ウ 経営資源の状況（職員・組織の状況）	
	エ 鴨川市経営改革実施評価において未達成である項目	
第2	行政改革の概要	5
1	基本的考え方	5
2	目標期間	8
3	財政の現状	9
4	構成	11
5	成果の取扱い	11
第3	具体的な改革項目	12
I	行政サービスの質の追求、業務プロセスの見直し	12
II	財政マネジメントの強化	14
III	行政運営の信頼の確保	16
別記		
1	地方行政サービス改革の推進に関する主要事項（総務大臣助言通知）の概要	17
2	トップランナー方式の導入の検討対象とされた業務等	18
参考		
1	用語解説	20
2	総務大臣助言通知	22

第 1 行政改革の背景

1 これまでの行政改革の取組

地方公共団体の行政改革は、従来は、国の大きな関与のもと、行政改革大綱を策定し、この大綱に基づく取組を進める方法により行われてきました。これは、国において、地方の行政改革の方向性が閣議決定され、決定に基づき総務省が方針を定め、同時に取組内容や推進体制の全国標準モデルが示され、これらが要請という形で事務次官通知として発出され、多くの地方公共団体は、これに対応する形で行政改革大綱を策定し、推進本部や推進委員会を組織して行政改革の取組を進めるものでした。これらの取組は、他の地方公共団体との比較を容易とするために、おおむね同じ取組期間とし、比較可能な指標の設定と成果の公表が要請されていました。本市も例外ではなく、国が示した地方行政改革の方向性を参考として職員の定員管理、事務事業の見直し等の行政改革を進めてきました。

この国の要請による行政改革の取組の終期は、直近は集中改革プランに係るもので平成 22 年 3 月まででしたが、この時期は、第 1 次一括法案（提出時「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」）等が国会に提出され、地方分権、地域の自主・自立を高める動きが進んだ時期でもありました。このため、集中改革プランの終了を契機に、国の関与は、要請ではなく情報提供という形に変わりました。同年に総務省から発出された通知は、「各地方公共団体において、平成 22 年度以降も、地域の実情に応じて新たな計画の策定とその実行に取り組むなど、不断に行政改革の推進に努めることが重要」であり、各地方公共団体の自主的・主体的な行政改革の推進に資するため国は情報提供するというものでした。

その後の平成 23 年度以降、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が相次いで公布され、平成 27 年度までの間に、5 次にわたり、権限移譲、条例制定権の拡大等の改革が進められました。本市においても組織の再編等による体制整備や、地域の実情に即した条例の制定等を行い、対応を図ったところです。また、さきの東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における対応を改めて見直し、地域防災計画を改定し、災害に強いまちづくりに取り組むなど、地域経営の視点で改革に取り組んできました。

■ 鴨川市行政改革大綱（平成 18 年度～平成 22 年度）

鴨川市・天津小湊町合併協議会において、新市の行政改革大綱は「合併後速やかに策定する」という方針を決定しました。この方針を受けて、平成 17 年 3 月に発出された総務省の指針の内容を盛り込んだ形で大綱を策定しました。市町合併後の新たな発展に向けての基礎づくりとして、民間活力導入の推進（廃棄物の収集業務の委託の拡大、指定管理者制度の導入等）、行政組織の見直し、施設の統廃合（学校、ごみ処理施設等）、幼保一元化、定員・給与の適正化、自主財源の確保、補助金等の見直し、公営企業改革、市政に関する情報提供の充実（広報、議会中継等）、パブリックコメント制度の導入など 40 項目に取り組みました。

■ 鴨川市経営改革指針（平成 24 年度～平成 27 年度）

国による全国一律の行政改革の要請がなくなったため、前・行政改革大綱の 5 年度分の成果を集約し、検証した後に、平成 24 年度を始期とする経営改革に係る指針として策定しました。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により地方分権が進み、制度改正等が想定されていたこと、政権が不安定であったこと、上位計画である鴨川市第 2 次 5 か年計画の終期と歩調を合わせる必要があったこと等から、平成 23 年度を始期とせず、また 4 年の短期としました。分権時代における組織経営改革として、職員・組織のマネジメント（定員適正化、総合相談窓口の設置等）、財政のマネジメント（基金の運用、遊休施設の活用等）、政策のマネジメント（行政評価、電子調達システムの導入、市民活動の支援、教育環境の整備等）、危機管理のマネジメント（地域防災計画の見直し等）の 46 項目に取り組みました。

2 地方公共団体を取り巻く状況と行政改革の課題

(1) 国の助言と地方財政制度改革

地方交付税の算定の仕組みには、従来から「行革努力分」といわれるものがありました。これは、例えば平成 27 年度地方財政計画で見ると、まち・ひと・しごと創生事業費については、過去 5 年間の職員数削減率、ラスパイレス指数（※1）、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率（物件費、補助費等、繰出金の合計）及び地方債残高削減率が、交付税算定の際に補正の指数として乗じられるものです。行革努力の取組又は不十分な取組の状況が反映されるので、地方交付税に依存する地方公共団体は、必要な財源を確保するため、行政改革を継続する努力や創意工夫を不断に行う必要があったのがこれまでの状況ですが、今後は、この状況がさらに厳しいものとなっていくことが見込まれます。

経済財政運営と改革の基本方針 2015（以下「骨太方針 2015」といいます。）において、政府は、国・地方の厳しい財政状況を踏まえ、経済再生・財政健全化について、平成 28 年度から平成 32 年度までの間に集中的に取り組むこととしました。この手段として、国の歳出の 3 分の 1 を占める地方歳出を抑制するため、法令により義務付けられている経費・事業費について、制度を見直し、地方交付税制度改革を始めとした地方の歳出改革を行うこととしました。骨太方針 2015 の策定に当たって、政府は、低コスト自治体が達成した経費水準を交付税算定の基準とするトップランナー方式（※2）の導入の意向を示しており、この地方歳出の削減方策を考えた場合、地方公共団体は、今まで以上に、行政サービス全般についてのコスト削減が求められることとなります。国は、地方行革を推進するため、平成 27 年 8 月 28 日付けで総務大臣助言

通知（参考2）を全国の地方公共団体に発出し、これには「今後、地方公共団体においては、B P R（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング※3）の手法及びI C T（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー※4）を徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要である。」とあり、記載された留意事項を参考に積極的な行政改革に努めるよう、助言として通知されたところです。

総務大臣助言通知のうち本市に係わるものの概要は別記1、トップランナー方式の導入の検討対象とされた業務や地方行政サービス改革の調査の対象とされた業務は別記2のとおりです。

（2）本市の行政改革の課題

ア 国の地方歳出抑制に向けた動き

本市の平成26年度一般会計決算の状況を見ると、自主財源比率は37.4%、依存財源比率は62.6%であり、依存財源のうち26.8%は地方交付税が占めています。このため、国の地方歳出抑制のための総務省の地方交付税制度改革等の動きは、本市にとって注視すべき状況であり、国の行政の業務改革と基調を合わせた歳出改革が課題となります。また、同省が要請する財政マネジメントの強化に係る取組を確実に進めることが求められています。

イ 経営資源の状況（財政の状況）

本市の一般会計に占める人件費の割合は、平成25年度の決算で類似団体（※5）と比較すると、館山市が25.1%、南房総市が24.7%であるところ、本市は31.6%と高い状況にあります。このため、定員管理の適正化とともに、人件費の総額の増加の抑制が課題として挙げられます。

また、ごみ処理事業の広域化に向けて、大規模な事業が安房郡市広域市町村圏事務組合で予定されており、この財源として、構成団体である3市1町は、相応の財政支出が生ずることとなり、この事業が、今後、本市の公債費比率及び将来負担比率に影響を与えることが予想されます。このため、当該事業の財源捻出のため、業務全般にわたり歳出の抑制が求められるところです。

- 人件費の総額の増加の抑制
- 定員管理の適正化
- 大規模事業の財源捻出のための歳出の抑制

ウ 経営資源の状況（職員・組織の状況）

本市の職員の配置状況を類似団体と比較した場合、行政部門別に見ると、職員の超過又は不足の度合いの高い部門があります。職員の配置に当たっては、地方公共団体の地勢条件、財政状況等の社会経済条件、地域住民の行政に対する要望や施策の選択

等の様々な要因があるところです。これらの要因を行政需要として、政策面、組織経営面、財政面等から多角的に検証し、組織・職員配置について、不断の見直しを行う必要があります。

- 職員の適正配置
- 施設（保育所、学校給食センター、清掃センター及び幼稚園）の運営方法等の見直し

エ 鴨川市経営改革実施評価において未達成である項目

鴨川市経営改革実施評価において評価が1の項目は次の5つであり、これらについては取組が不十分となっています。このため、それぞれの課題を検証し、引き続き取り組む必要があるものについてはその手法を見直すなどして、継続した取組を行う必要があります。

- 施設等運営の見直し（民間委託等）
- 学校給食センターにおける調理・配送等業務の委託
- 公会計導入による財務諸表の作成・活用等
- 未利用財産の売却促進
- 各課の事務量の把握手段の調査研究

第2 行政改革の概要

1 基本的考え方

《位置付け》

この指針の位置付けは、鴨川市第3次5か年計画における「効率的な自治体経営の推進」に係る施策として、本市の行政改革分野における基本的な方向性を定めるものです。鴨川市第3次5か年計画では、限られた人的・財政的資源を効率的に活用するため、行政改革に関する指針に基づく取組を推進するとともに、財政健全化計画に基づき、健全かつ適正な財政運営に努めることとしています。効率的な自治体経営を推進するため、この指針に基づく行政改革の取組と、財政健全化計画に基づく取組により、本市の行財政基盤の確立を進めていきます。

年度 計画	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	第1次基本構想										第2次基本構想(～37)				
基本計画	第1次5か年計画					第2次5か年計画					第3次5か年計画				
行政改革	行政改革大綱					経営改革指針					行政改革指針				
財政健全化	財政健全化計画(21改)										財政健全化計画				

《改革の方向性》

国の地方歳出抑制のための地方公共団体に対する行政改革についての助言、地方交付税制度改革の動き、そして本市の事情として市町合併以来措置されてきた普通交付税の特例交付(※6)の段階的縮減を踏まえた場合、本市は、これに対応しうる行財政運営が求められます。

本市は、第2次鴨川市基本構想における基本方針として、限られた経営資源の有効活用はもとより、生み出される成果の最大化を図るため、組織横断型の事業執行体制の整備や資源配分の選択・集中をはじめとするマネジメントの強化を計画的に進めることとしています。そして、鴨川市第3次5か年計画において、安定した財政基盤の確立に向け、民間的視点による経営改革に関する指針のもと、限られた人材、財政的資源を効果的に活用し、行政運営の効率化を積極的に進めることとしています。

他方で、本市の行財政運営の状況を見ると、一般会計に占める人件費の割合は依然として高く、人件費の抑制は、継続して進めていく必要があります。また、今後の大規模事業に伴う歳出の見込みを考えた場合、本市は、今まで以上に行政サービス全般に対してコスト削減が求められます。

本市は、これまで、鴨川市行政改革大綱により新たな発展に向けての「基礎づくり」を進め、その後、鴨川市経営改革指針により経営資源の効果的活用によるマネジメントシステムの構築として「仕組みづくり」を進めてきました。

今後は、これらの基礎づくり、仕組みづくりを活かした、より効率的な自治体経営を

実現することが求められます。これには、従来の改革の取組が十分でなかった分野についても、質を担保しつつ、組織が生み出すパフォーマンスを改善するための業務プロセスの見直しを行うことが必要です。また、財政マネジメントについては、国の要請に応じ、新たな制度に対応した形で、経営資源の選択と集中を行うため、一層の強化が必要です。他方で、ICTの活用による業務の標準化・効率化、社会保障・税番号制度（※7）を活用したサービスの利便性の向上、民間委託等の活用による業務改革を行うに際して、公共サービスの本質に照らして市民の信頼を損ねることのないよう、行政運営の信頼を確保することが必要です。

よって、この指針の改革の方向性としては、より効率的で質の高い行政サービスを実現するため、地方交付税制度改革等に対応できるよう、行財政基盤を強化するものとします。従来の改革の取組が十分でなかった分野についても、業務プロセスの抜本的改革等を進め、そこで捻出された人的資源を市が自ら対応すべき分野に集中させることで、より効率的な自治体経営を実現するものとします。

以上のように、本市は、この指針に基づき、次の3つの方向性により改革を進めていきます。

効率的で質の高い行政サービスを実現するために （行財政基盤の強化）

- 方向性Ⅰ 行政サービスの質の追求、業務プロセスの見直し
- 方向性Ⅱ 財政マネジメントの強化
- 方向性Ⅲ 行政運営の信頼の確保

■方向性Ⅰ

行政サービスの質の追求、業務プロセスの見直し

行政サービスの質を確保しつつ、低コスト自治体の実現を目指して、業務プロセスや仕組みの転換を図る必要があります。これにより市民サービスの水準を低下させることがないように、行政サービスの質の追求、利用者の負担軽減・利便性の向上を重視した業務改革を進めます。

《取組》

ア 業務改革

- BPRの手法を活用した業務改革の推進
- 指定管理者制度の活用の促進
- 民間委託等の推進
- 学校給食センターにおける調理・配送業務の委託

イ 人事管理

- 定員管理の適正化
- 人事評価制度の導入

ウ 利便性の向上

- コンビニを活用した各種証明書等の交付の推進
- マイナンバー制度を活用した市民サービスの向上

エ ICT活用

- 基幹系システムの最適化の推進

オ 業務の広域化

- ごみ処理事業の広域化（広域処理への円滑な移行）
- 水道事業の広域化の推進

■方向性Ⅱ

財政マネジメントの強化

国の地方交付税制度改革、市町合併以来措置されてきた普通交付税の特例交付の段階的縮減を踏まえ、財政マネジメントの強化を図ります。

《取組》

カ 財政マネジメント

- 予算の透明性向上（編成過程の公表の充実、事業別予算（※8）説明資料の作成等）
- 予算事業評価の実施
- 資金調達の改善
- 統一的な基準による地方公会計制度（※9）の導入

キ 資産管理

- 学校跡地等遊休施設の活用
- 公共施設等の総合的な管理の推進

ク 歳入確保

- ふるさと納税（※10）の推進
- 市税徴収率の向上
- 基金の債券運用等の拡充
- ネーミングライツ（※11）の導入

ケ 歳出抑制

- 定員管理の適正化（イの再掲）
- 行政評価の実施
- 公共施設における電力購入の多様化

コ 公営企業改革

- 病院の経営改革、経営改善の推進

■方向性Ⅲ

行政運営の信頼の確保

ICT化や、市民の利便性を高めるための業務改革の取組に対応した情報セキュリティ対策を推進するなどし、行政運営の信頼を確保します。

《取組》

サ 情報管理

- 情報セキュリティ対策の推進

シ アカウンタビリティ（※12）

- 予算の透明性向上（編成過程の公表の充実、事業別予算説明資料の作成等）（カの再掲）
- 行政評価の実施（ケの再掲）

2 目標期間

この指針の目標期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 財政の現状

本市の財政状況は、平成 17 年の合併当時の旧市町における、共に逼迫した状況に比べると、合併に伴う国・県の財政支援、地方債や地方交付税に係る合併の特例等に加え、職員の定員適正化など行政改革の取組により、平成 26 年度末の財政調整基金現在高が 24 億円余りとなるなど、相応の改善が図られています。しかしながら、主要な財政指標である経常収支比率、実質公債費比率や将来負担比率は、依然として高水準で推移しています。

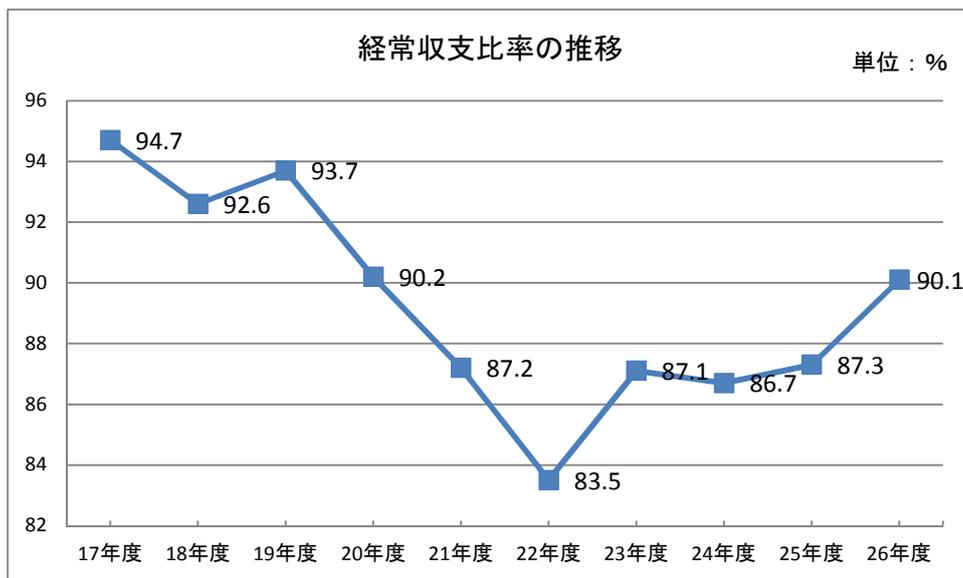
人口の減少と顕著な少子・高齢化が同時に進行する社会構造のなか、扶助費などの社会保障費といった義務的経費の増加が明らかであること、飛躍的な情報化や新たなインフラ整備など、高度かつ多様な市民ニーズへの対応に今後も多額の財政需要が見込まれることなどを考えたとき、引き続き改革を推進し、安定した財政基盤の構築に取り組むことが重要です。

この指針の計画期間である平成 28 年度から平成 32 年度までの間においても、鴨川市第 3 次 5 か年計画に基づく事業の実施など、多額の財政需要が見込まれています。このため、財政健全化計画に基づき健全な財政運営に努めることとします。

《財政指標の推移》

ア 経常収支比率（⇒比率が低いほどよく、財政に弾力性があることを示します。）

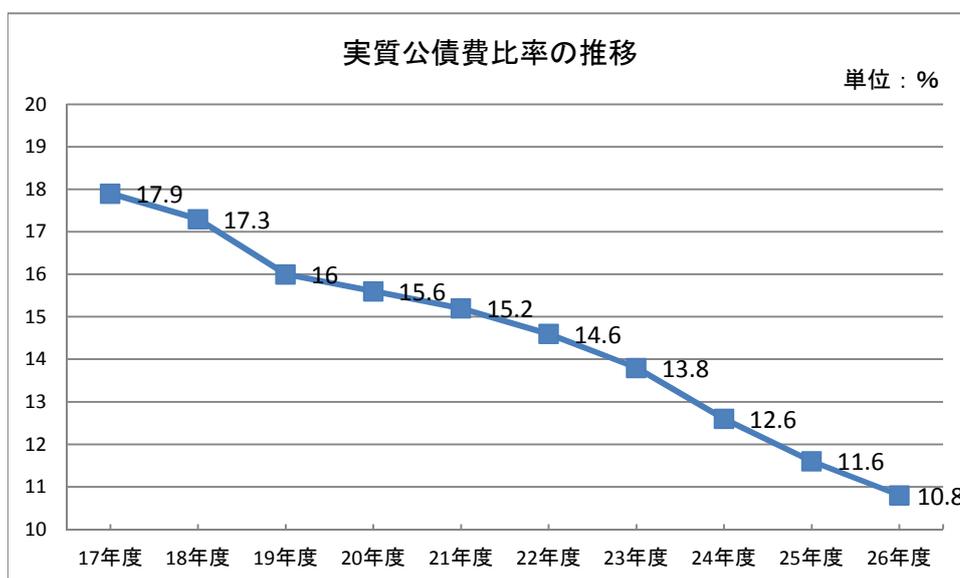
経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する比率であり、平成 22 年度までは減少傾向にありましたが、これ以降、比率は増加傾向にあります。この要因は、公債費の増等によるものです。



イ 実質公債費比率（⇒比率が低いほどよく、25 パーセントを超えると早期健全化団体となります。）

実質公債費比率は、市債償還金に加え、債務負担行為に基づく支出額や、企業会計

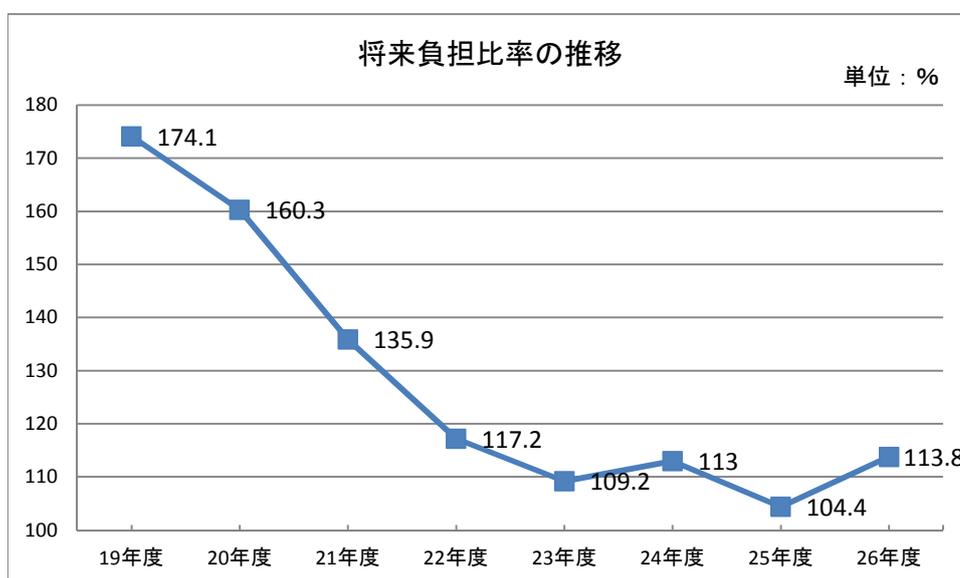
及び一部事務組合等への繰出金などの実質的な公債費と認められる経費の総額が、標準財政規模に占める割合です。市債償還金が減少傾向にあることに加え、普通交付税の増加に伴う標準財政規模が増加したことにより、徐々に減少しています。



ウ 将来負担比率 (⇒比率が少ないほどよく、350パーセントを超えると早期健全化団体となります。)

将来負担比率は、平成 19 年度に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）により設定された指標であり、地方債現在高や債務負担行為支出予定額のほか、退職手当負担見込額など、将来的に市が負担すべきであろう額を標準財政規模で除した数値です。

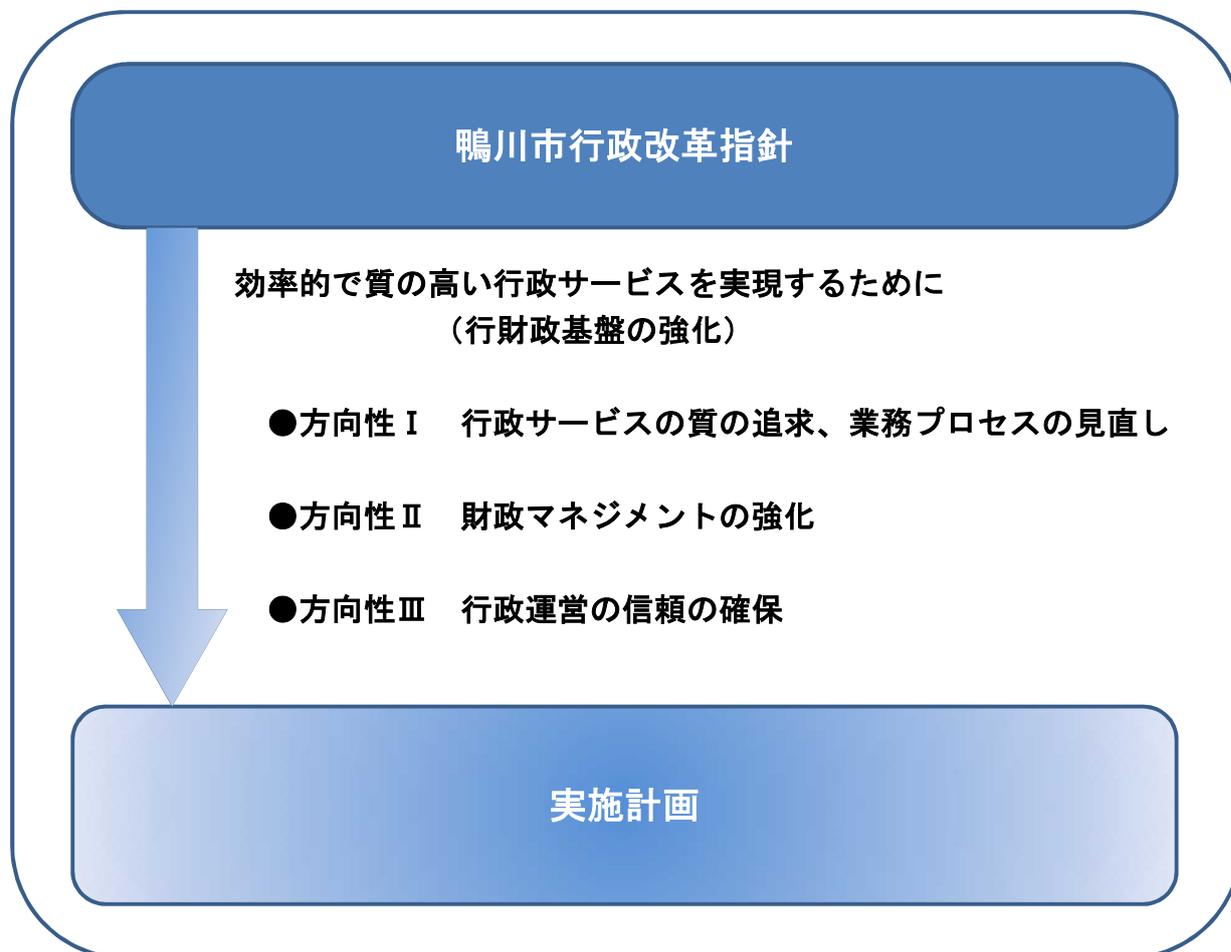
債務負担行為に基づく支出予定額が減少していることや、地方債現在高のうち普通交付税で措置される部分が除かれることから、将来負担額が減少していることに加え、標準財政規模が増加していることにより、毎年度、減少していましたが、平成 23 年度以降は、110%前後と横ばいで推移しています。



4 構成

この指針は、本書及び実施計画により構成するものとします。

この指針において、行財政基盤の強化に向け、3つの方向性を定め、この方向性に基づく実施計画の取組により、効率的で質の高い行政サービスを実現することとします。



5 成果の取扱い

この指針に基づく取組の成果については、毎年度検証し、公表するものとします。

第3 具体的な改革項目

I 行政サービスの質の追求、業務プロセスの見直し

ア 業務改革

担当課（係）	総務課（行政係）	新規事業
取組の名称	No.1 BPRの手法を活用した業務改革の推進	
取組内容	窓口業務、各課の庶務事務・財務会計事務、ファイルサーバの管理運用、施設等維持管理業務、IT等の活用による効率化の余地のある事務（嘱託登記のオンライン申請化等）等を対象に、BPRの手法を活用した業務改革を行うことにより、行政サービスの質を担保しつつ、少数精鋭・低コスト自治体の実現を図る。	

担当課（係）	総務課（行政係）	継続事業 I 5 ②
取組の名称	No.2 指定管理者制度の活用の促進	
取組内容	公共施設等総合管理計画（※13）を踏まえ、指定管理者制度の導入可能性を検証する。より効果的、効率的な運営を行うため、複数施設の一括指定など、指定管理者が参入しやすい環境を整え、指定管理者制度の導入を推進する。	

担当課（係）	総務課（行政係）	継続事業 I 5 ①
取組の名称	No.3 民間委託等の推進	
取組内容	鴨川市民間委託推進基本方針（平成19年2月策定）及び実施計画を見直し、委託その他の手法により業務の効率化及び経費削減を図る。これにより捻出された人的資源を、公務員が自ら対応すべき事務や、政策的に重点配置すべき事務に集中させる。	

担当課（係）	学校給食センター（給食係）	継続事業 I 5 ⑤
取組の名称	No.4 学校給食センターにおける調理・配送業務の委託	
取組内容	学校給食の調理・配送業務を委託することにより、民間事業者のノウハウや専門性を活用し、給食業務の合理化・効率化を図る。	

イ 人事管理

担当課（係）	総務課（人事係）	継続事業 I 1 ①
取組の名称	No.5 定員管理の適正化	
取組内容	定員適正化計画に基づき、職種別に職員の定員管理を進め、適正な人事配置による効率的かつ効果的な行政運営を図る。	

担当課（係）	総務課（人事係）	新規事業
取組の名称	No.6 人事評価制度の導入	
取組内容	人事評価制度を導入し、職員の能力開発、人材育成、組織の活性化を図る。	

ウ 利便性の向上

担当課（係）	市民生活課（市民係）	新規事業
取組の名称	No.7 コンビニを活用した各種証明書等の交付の推進	
取組内容	日本全国のコンビニでの夜間（23時まで）・休日の証明書等の交付により、市民の利便性の向上に資するとともに、個人番号カードの普及促進を図る。	

担当課（係）	市民生活課（市民係）、マイナポータル運営担当課	新規事業
取組の名称	No.8 マイナンバー制度を活用した市民サービスの向上	
取組内容	マイナポータル（※14）のお知らせ情報表示機能を活用した市民一人ひとりに合った情報発信を行うことにより、市民サービスの向上を図る。また、マイナンバーを独自利用することで申請時の添付書類等を省略し、申請者の負担軽減・利便性の向上を図る。	

エ ICT活用

担当課（係）	総務課（情報化推進係）	新規事業
取組の名称	No.9 基幹系システムの最適化の推進	
取組内容	住民基本台帳、税等の基幹系システムについて、業務継続性の向上及びコストの削減を目的として、サーバーの仮想化を検討する。	

オ 業務の広域化

担当課（係）	環境課（美しい鴨川推進係）、清掃センター	新規事業
取組の名称	No.10 ごみ処理事業の広域化（広域処理への円滑な移行）	
取組内容	平成33年度の広域ごみ処理施設の稼働に向けて、環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画の見直し、収集運搬体制の見直し、ごみ処理手数料の検討等を行い、既存ごみ処理体制からの円滑な移行を図る。また、中継施設の建設に当たり、既存清掃センターの代替機能の確保を図る。	

担当課（係）	水道局（業務係）	新規事業
取組の名称	No.11 水道事業の広域化の推進	
取組内容	水道事業体の運営基盤の強化、水質事故・震災など災害等の緊急時対応、技術の確保・継承、合理的な施設の整備・更新など一つの事業体では解決し得ない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水を将来に渡し、安定的に供給していくため、平成35年度を目途に安房地域の水道事業の広域化を推進する。	

II 財政マネジメントの強化

カ 財政マネジメント

担当課（係）	財政課（財政係）	新規事業
取組の名称	No.12 予算の透明性向上（編成過程の公表の充実、事業別予算説明資料の作成等）	
取組内容	予算編成過程の公表内容の充実、予算計上した費用を事業ごとに分かりやすく表示する事業別予算説明方式の導入等を実施することにより、予算内容の透明性を高め、説明責任の向上に資する。	

担当課（係）	財政課（財政係）	新規事業
取組の名称	No.13 予算事業評価の実施	
取組内容	限られた予算を効果的に配分するため、予算事業を単位として目的と成果を踏まえた評価システムを整備し、その結果を次期予算編成に反映させるサイクルを確立する。	

担当課（係）	財政課（財政係）	新規事業
取組の名称	No.14 資金調達の改善	
取組内容	将来の金利負担の抑制と円滑な資金運用の実現を図るため、長期資金の借入方法を見直すとともに、短期資金の借入の実施方法の検討を行う。	

担当課（係）	財政課（財政係）	継続事業Ⅱ 6 ②
取組の名称	No.15 統一的な基準による地方公会計制度の導入	
取組内容	固定資産台帳（※15）の整備と発生主義を原則とした統一的な基準による公会計制度に基づき財務諸表を作成し、公表する。	

キ 資産管理

担当課（係）	企画政策課（地域戦略係）	継続事業Ⅱ 8 ①
取組の名称	No.16 学校跡地等遊休施設の活用	
取組内容	全市的なまちづくり及び地域活性化の視点から、学校跡地等遊休施設（18施設）を有効に活用する方策を検討し、その実施を図る。	

担当課（係）	財政課（管財係）、企画政策課（地域戦略係）	新規事業
取組の名称	No.17 公共施設等の総合的な管理の推進	
取組内容	市内公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点のもとで、公共施設の更新・統廃合、長寿命化を推進する。	

ク 歳入確保

担当課（係）	企画政策課（政策推進係）	新規事業
取組の名称	No.18 ふるさと納税の推進	
取組内容	ふるさと納税の周知啓発を図るとともに、寄附しやすい環境の整備を進め、寄附金の増収による自主財源の確保に努める。	

担当課（係）	税務課（納税推進室）	継続事業Ⅱ 7 ①
取組の名称	No.19 市税徴収率の向上	
取組内容	徴収体制を強化するとともに、徴収業務基本方針を策定し、取組最終年度までに平成 27 年度と比較して 0.2%の市税徴収率の向上を図る。	

担当課（係）	会計課（出納係）、財政課（財政係）	継続事業Ⅱ 7 ③
取組の名称	No.20 基金の債券運用等の拡充	
取組内容	基金を活用し、鴨川市債券運用指針に基づく債券運用等により財源の確保を図る。	

担当課（係）	財政課（管財係）	新規事業
取組の名称	No.21 ネーミングライツの導入	
取組内容	施設等の管理運営のための新たな財源を確保するとともに、命名権を付与する企業等のノウハウを活用することにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化等を図る。	

ケ 歳出抑制

担当課（係）	総務課（人事係）	継続事業Ⅰ 1 ①
取組の名称	（再掲）No.5 定員管理の適正化	
取組内容	定員適正化計画に基づき、職種別に職員の定員管理を進め、適正な人事配置による効率的かつ効果的な行政運営を図る。	

担当課（係）	総務課（行政係）、企画政策課（政策推進係）	継続事業Ⅲ 11 ①
取組の名称	No.22 行政評価の実施	
取組内容	本市が実施した業務の成果について評価、検証及び公表することにより、業務の改善・効率化につなげ、経費削減及び市民サービスの向上を図る。	

担当課（係）	財政課（管財係）	新規事業
取組の名称	No.23 公共施設における電力購入の多様化	
取組内容	本庁舎等の施設において使用する電力について、一般電気事業者以外の特定規模電気事業者（PPS※16）も対象として購入手続を行うことにより、電気料の削減を図る。	

コ 公営企業改革

担当課（係）	国保病院	継続事業Ⅱ 9②
取組の名称	No.24 病院の経営改革、経営改善の推進	
取組内容	鴨川市立国保病院新改革プランを策定し、経営改善を推進する。	

Ⅲ 行政運営の信頼の確保

サ 情報管理

担当課（係）	総務課（情報化推進係）	新規事業
取組の名称	No.25 情報セキュリティ対策の推進	
取組内容	本市が保有する情報資産を、日々変化する情報セキュリティの脅威から保護するため、職員研修等による人的対策と、新たな脅威に対処するための物理的・技術的対策を継続して推進する。	

シ アカウンタビリティ

担当課（係）	財政課（財政係）	新規事業
取組の名称	（再掲）No.12 予算の透明性向上（編成過程の公表の充実、事業別予算説明資料の作成等）	
取組内容	予算編成過程の公表内容の充実、予算計上した費用を事業ごとにわかりやすく表示する事業別予算説明方式の導入等を実施することにより、予算内容の透明性を高め、説明責任の向上に資する。	

担当課（係）	総務課（行政係）、企画政策課（政策推進係）	継続事業Ⅲ11①
取組の名称	（再掲）No.22 行政評価の実施	
取組内容	本市が実施した業務の成果について評価、検証及び公表することにより、業務の改善・効率化につなげ、経費削減及び市民サービスの向上を図る。	

別記 1

■ 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項（総務大臣助言通知）の概要

1 行政サービスのオープン化（※17）・アウトソーシング等の推進

（1）民間委託等の推進

定型的業務や給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務事務を含めた事務事業全般にわたり、総点検を実施し、委託の可能性を検証すること。

（2）指定管理者制度等の活用

公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、導入済の施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

（3）地方独立行政法人制度の活用

（4）BPRの手法やICTを活用した業務の見直し（特に窓口業務の見直し及び庶務事務の集約化）

事務事業全般にわたって、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の効率化を図ること。特に、窓口業務の見直しや、職員の業務効率向上につながる庶務事務等の内部管理業務の見直しについて、以下の点に留意しつつ重点的に行うことが必要であること。

- ① 社会保障・税番号制度の導入等を踏まえ、BPRの手法やICTを活用しつつ、コンビニにおける各種証明書の交付など、行政手続のオープン化・アウトソーシングによる利用者の機会費用の削減・窓口の混雑緩和等、住民の利便性向上につながるよう業務方法の見直しを行うこと。

また、住民異動、戸籍届出、各種証明書交付、国民健康保険・介護保険等の受付等の事務手続について、原則1か所の窓口にてワンストップ対応を行う「総合窓口」の取組について、積極的に検討すること。その際、単に各窓口業務を集約するのではなく、業務フローの見直しを行い、受付・引渡し・入力業務等については、積極的に民間委託等を活用し、業務の効率化を図ること。

- ② 給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務事務について、システムを活用し職員が発生源入力を行うことにより、各部局の中間経由業務の廃止や審査確認等の担当部局を1か所に集約するなどの業務の再構築を行い、効率的な体制で執行を行うこと。その際、集約化した業務について、積極的に民間委託等を検討すること。なお、規模の小さな地方公共団体においては、総務事務センター（※18）のような部署を新設するのではなく、総務課等に審査確認等の機能を集約することで対応が可能であり、庶務事務システムの導入・更新等に併せて検討を行うこと。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- （1）ICT化と業務改革を同時・一体的に推進することが重要であること。あわせて、情報セキュリティの確保にも十分留意する必要があること。

- （2）自治体クラウド（※19）については、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取組であることから、その積極的な導入について検討すること。

- （3）世界最先端IT国家創造宣言（平成27年6月30日閣議決定）に留意すること。

- (4) 自治体クラウドを導入する場合としない場合のコストシミュレーション比較や投資対効果試算を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上や災害時の業務継続性等についても考慮すること。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

(1) 公営企業

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号）の内容を踏まえ、「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むこと。また、経営の効率化等の観点から、地域の実情を踏まえ、広域化や民間連携等に積極的に取り組むこと。

(2) 第三セクター等

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定促進
- (2) 統一的な基準による地方公会計の整備促進
- (3) 公営企業会計の適用の推進

別記 2

■ トップランナー方式の導入の検討対象とされた業務等

1 平成 28 年度にトップランナー方式の導入に着手するとされた業務

(1) 民間委託（10 業務）

本庁舎の清掃、本庁舎の夜間警備、案内・受付、電話交換、公用車運転、一般ごみ（※20）収集、学校給食（調理）、学校給食（運搬）、学校用務員事務、道路維持補修・清掃等

(2) 指定管理者制度

体育館、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、大規模公園（概ね 10ha 以上の公園）

(3) 庶務事務（集約化）

人事、給与、旅費、福利厚生等

(4) 情報システムの運用（クラウド化）

住民情報、税務、福祉関連等の情報システム

2 平成 28 年度から算定方法を見直すとされた業務

税の徴収率（税目は、個人住民税（均等割・所得割）、不動産取得税、ゴルフ場利用税、鉦区税、固定資産税及び事業所税）

3 平成 29 年度以降、トップランナー方式の導入を検討するとされた業務

(1) 指定管理者制度

図書館、博物館等、公民館、児童遊園、青少年教育施設

(2) 窓口業務（総合窓口、アウトソーシング）

戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等

4 地方行政サービス改革の調査の対象とされた業務（上記 1～3 と重複あり）

(1) 民間委託（17 業務）

本庁舎の清掃、本庁舎の夜間警備、案内・受付、電話交換、公用車運転、し尿収集、一般ごみ収集、学校給食（調理）、学校給食（運搬）、学校用務員事務、水道メーター検針、道路維持補修・清掃等、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス、情報処理・庁内情報システム維持、ホームページ作成・運営、調査・集計

(2) 指定管理者制度

体育館、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、産業情報提供施設、展示場施設等、大規模公園（概ね10ha以上の公園）、公営住宅、駐車場、図書館、博物館等、公民館・市民会館、合宿所・研修所等、病院、福祉・保健センター ほか

(3) 窓口業務

窓口業務（総合窓口の設置状況、窓口業務の民間委託）

(4) 総務事務センター

総務事務センターの設置状況、業務集約化（給与、旅費、福利厚生、財務会計）

(5) クラウド化の実施

(6) 公共施設等総合管理計画の策定

(7) 地方公会計の整備（統一的な基準による財務書類の作成）

参考

1 用語解説

1 ラスパイレス指数

国家公務員行政職俸給表（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。ラスパイレス指数が100を超えると、国家公務員より給与水準が高いことを示す。

2 トップランナー方式

先進的な地方公共団体が達成した経費水準の内容を地方交付税の単位費用の積算に反映する仕組み。

3 BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）

業務プロセスの抜本的改革。コスト、品質、サービス、スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネス・プロセスを根本的に考え直し、抜本的にこれをデザインし直す（再構築する）こと。

4 ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）

情報通信技術

5 類似団体

人口及び産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したもので、同じグループに属する団体を類似団体という。本市は、人口0人以上5万人未満の市に分類される。近隣においては、館山市、南房総市が同じグループに分類されている。

6 普通交付税の特例交付

市町村が合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後10年間は旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定（合算額を措置）し、その後5年で段階的に縮減する制度

7 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、住民票を有する全ての国民に1人1つの個人番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認する仕組みであり、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤

8 事業別予算

従来の款項目節による性質別予算ではなく、各事業別に予算編成する方式。事業ごとにトータルコストで表示されるため、事業自体のコストが把握でき、費用対効果、効率性等の捕捉がしやすい。

9 地方公会計制度

地方公共団体における財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成、資産の評価方法、固定資産台帳の整備、連結財務書類作成等について国の統一的な基準により行うことにより、発生主義・複式簿記の導入や、他の地方公共団体と財政状況の比較が可能となるもの。財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限ら

れた財源を賢く使う仕組みとして、国が整備を要請している。

10 ふるさと納税

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、納税者が自ら選んだ地方公共団体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を越える部分について所得税と住民税から原則として全額（一定の上限あり。）が控除される制度

11 ネーミングライツ

命名権。施設等の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を一定期間付与するもので、企業はその対価を施設所有者に支払う。

12 アカウンタビリティ

説明責任

13 公共施設等総合管理計画

人口減少等により公共施設等（公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁、公営企業の施設等も含む。）の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等を総合的かつ計画的に管理する計画。国が計画の策定を要請している。

14 マイナポータル

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供する個人ごとのポータルサイト。マイナンバー制度の導入に併せて国が構築し、平成 29 年 1 月以降、順次サービス開始が予定されている。

15 固定資産台帳

固定資産について、その取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。統一的な基準による地方公会計の整備の要請において、国は、この固定資産台帳についても整備を要請している。

16 特定規模電気事業者（PPS）（パワー・プロデューサー・アンド・サプライヤー）

契約電力が 50kw 以上の需要家に対して、一般電気事業者（一般の需要に応じて電気を供給する東京電力などの電力会社）が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者。従来の電力会社と異なり、担当地域での供給義務はなく、電力料金についても自由に設定することができる。

17 オープン化

（行政サービスの市場を）民間に開放すること。（申請等の行政手続について）民間を活用すること。

18 総務事務センター

給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務を 1 か所に集約化するなどし、審査確認等の業務を行う部署

19 自治体クラウド

クラウドとは、地方公共団体が情報システムを自らの庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンター（雲（クラウド）の向こう側）において保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。特に自治体クラウドは、複数の地方公共団体が一体となって情報システムの共同化と集約化を進めることにより、経費節減効果が期待できるとして、国が取組を推進している。

20 一般ごみ

地方公共団体によって、ごみの分別区分が異なるが、行政改革に関する国の分類においては、生ごみをその分別区分に含むごみとして定義されている。

2 総務大臣助言通知

別添

総行経第 29 号
平成 27 年 8 月 28 日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務大臣 山本 早苗
(公印省略)

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要です。

このため、今般、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この留意事項を参考として、積極的に業務改革に努められますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対しても、本通知について周知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項

平成 27 年 8 月 28 日

総 務 省

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中で、地方公共団体は、衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」以来、20 年にわたる第 1 次・第 2 次地方分権改革による成果を活用し、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化し増大する住民ニーズに的確に対応することが求められている。

これまでも、地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知）や「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」（平成 26 年 3 月 24 日総務省自治行政局地域情報政策室）等に基づき積極的に行政改革等に取り組み、事務・事業の民間委託、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング、指定管理者制度の活用等、その取組は着実に進展してきた。また、近年、窓口業務のアウトソーシングなどの新たな取組も見られるほか、クラウド導入市区町村の数も 550 団体に上っている。（平成 26 年 4 月 1 日現在）

しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにはより一層の取組が必要となっている。

また、民間事業者の提供するサービスが日々進化をとげている中で、地方公共団体においてもクラウド化等の取組が推進され、システムコストの圧縮等が進められているほか、住民の利便性向上のための総合窓口やコンビニにおける証明書交付、社会保障・税番号制度の導入など、行政事務や行政サービスにおける ICT の役割は今後ますます高まるものと考えられる。

これらの状況を踏まえれば、今後、地方公共団体においては、BPR (Business Process Re-engineering) の手法及び ICT を徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要である。

このため、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（以下「基本方針 2015」という。）等を受け、以下に地方行政サービス改革を推進するに当たっての留意事項を示し、これを参考として、各地方公共団体においてより積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言するものである。

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(1) 民間委託等の推進

- ① 定型的業務や給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施すること。特に、職務内容が民間と同種又は類似したものである業務であって、民間委託の進んでいない分野については、重点的に点検を実施すること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況や民間の受託提案などを参考にしつつ、業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施などスケールメリットが生じるよう事務の総量を確保するなどの工夫を行い、委託の可能性について検証すること。特に、臨機応変な指示が必要な業務であっても、仕様書の詳細化や、指示が必要な業務と定型的な業務を切り分けるなどの工夫を行うこと等により、委託の可能性を検証すること。

なお、定型的業務や庶務業務以外の事務事業についても、先日、各地方公共団体における民間委託の取組状況を取りまとめ、「地方自治体の業務改革に関する取組状況に関する調査結果について」（平成27年7月27日総行経第23号、総行情第44号）によりその結果を報告したところであり、総点検の参考とすること。

- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。
- ④ 委託先の事業者が労働法令を遵守することは当然であり、委託先の選定に当たっても、その事業者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ⑤ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

(2) 指定管理者制度等の活用

- ① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定

管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。

また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。

- ③ また、「指定管理者制度の運用について」（平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

（3）地方独立行政法人制度の活用

- ① 地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。
- ② なお、公の施設のうち、博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館については、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 298 号）において、これらの施設の設置及び管理が地方独立行政法人の業務範囲に追加されたことに留意すること。
- ③ 地方独立行政法人についても、地方公共団体同様、適正かつ効率的にその業務を運営することが必要であり、民間のノウハウの活用など、適切な対応が望まれること。

（4）BPRの手法やICTを活用した業務の見直し（特に窓口業務の見直し及び庶務業務の集約化）

安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくためには、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する行政運営が必要であり、このため、事務事業全般にわたって、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の効率化を図ること。特に、住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しについては、以下の事項に留意しつつ、重点的に行うことが必要であること。

なお、総合窓口の導入・窓口業務のアウトソーシング、庶務業務の集約化の推進等を念頭に、基本方針 2015 において「窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させる」とする成果指標が掲げられたこ

とを踏まえ、総務省としては、BPRの手法を活用しながら、民間企業との協力の下、これらに一体的に取り組む市区町村を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施し、これらを推進するための予算について平成28年度概算要求に向け検討を行っていること。

- ① 窓口業務は、住民サービス提供の最前線である。社会保障・税番号制度の導入等を踏まえ、BPRの手法やICTを活用しつつ、コンビニにおける各種証明書の交付など、行政手続のオープン化・アウトソーシングによる利用者の機会費用の削減・窓口の混雑緩和等、住民の利便性向上につながるよう業務方法の見直しを行うこと。

個人番号カードを利用したコンビニ交付については、住民における証明書の取得に要する時間など、社会的コストを削減する効果があるとともに、土日祝日を含め早朝から夜まで（6:30～23:00）の取得が可能になることによる利便性の向上、また市区町村における証明書の交付に要する行政コストを削減する効果があることから、導入について積極的に検討すること。

また、住民異動、戸籍届出、各種証明書交付、国民健康保険・介護保険等の受付等、従来、別々の窓口で行ってきた事務手続について、縦割を廃し、原則1ヶ所の窓口にてワンストップ対応を行う「総合窓口」の取組について、待ち時間の短縮など住民の利便性向上につながる取組であることから、先行事例を参考にしつつ、積極的に検討すること。

なお、その際、単に各窓口事務を集約するのではなく、業務フローの見直しを行い、受付・引渡し・入力業務等については、積極的に民間委託等を活用し、業務の効率化を図ること。

社会保障・税番号制度の導入に伴い整備される宛名システムを活用し、当該システムを介在して住基担当部局、福祉担当部局等との間で庁内連携を行い必要な情報をやり取りすることにより、窓口を総合窓口として一元化し、抽出された情報を総合窓口で待つ住民に提供する対応も可能となる。このような事務フローを整え、手続時間の短縮及び添付書類の削減を伴うワンストップサービスを実現することによって、住民サービスの向上及び手続漏れの防止、事務の効率化及び正確性の向上、効率的な業務手順の構築及びマニュアルの整備が可能となるなどの効果が期待できるものであること。

また、窓口業務の民間委託を行うにあたっては、「住民基本台帳関係の事務等にかかる市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」（平成20年3月31日総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

- ② 給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務について、

システムを活用し職員が発生源入力を行うことにより、各部局の中間経由業務の廃止や審査確認等の担当部局を1ヶ所に集約するなどの業務の再構築を行い、効率的な体制で執行を行うこと。その際、集約化した業務について、積極的に民間委託等を検討すること。

また、既に導入がなされている地方公共団体も含め、システム導入・更新にかかる費用対効果も勘案しつつ、できる限り多くの事務を対象とし、対象職員の範囲についても、首長部局にとどまらず行政委員会事務局や教職員等も含めるなど、スケールメリットを活かした効率性を追求すること。

なお、規模の小さな地方公共団体においては、総務事務センターのような部署を新設するのではなく、総務課等に審査確認等の機能を集約することで対応が可能であり、庶務業務システムの導入・更新等に併せて検討を行うこと。また、自治体クラウド導入の際には同一の庶務業務システムを活用することが容易になることから、団体を超えた業務の集約化について検討を行うこと。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- (1) ICT化については、基本方針 2015 において、「地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る」こととされており、ICT化と業務改革を同時・一体的に推進することが重要であること。あわせて、情報セキュリティの確保にも十分留意する必要があること。
- (2) その点、複数地方公共団体共同でのクラウド化である「自治体クラウド」については、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取組であることから、その積極的な導入について検討すること。
- (3) その際、「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、「2017 年度までを集中取組期間と位置付け、業務の共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する(自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村の倍増を目指す。)」こととされ、また、「地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業

務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、2016年夏に結論を得るべく、検討を進める」こととされていることに留意すること。

- (4) 自治体クラウド導入の取組に当たっては、それぞれの地方公共団体が自らの情報システムの形態やコストの現状について正しく認識するとともに、自治体クラウドを導入する場合としない場合のコストシミュレーション比較や投資対効果試算を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上や災害時の業務継続性等についても考慮すること。なお、今後、更に効率的・効果的な自治体クラウドを加速するため、「eガバメント閣僚会議 国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告」（平成27年6月29日国・地方IT化・BPR推進チーム）を踏まえ、内閣情報通信政策監（政府CIO）の知見を加えて、自治体クラウドによる運用コスト削減や業務改革等、取組事例（全国で54グループ）の効果分析を行い、その成果を踏まえ、地方公共団体に対して、必要な助言・情報提供等の支援を行うこととしている。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

(1) 公営企業

公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続するために、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）の内容を踏まえ、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むこと。また、経営の効率化等の観点から、地域の実情を踏まえ、広域化や民間連携等に積極的に取り組むこと。

さらに、これまで以上に、経営指標を活用して経営の現状や課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等に対して分かりやすく説明を行うために、当面、各水道事業（簡易水道事業を含む）及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を進めていく予定であること。

その実施の詳細については別途通知によるものであること。

(2) 第三セクター等

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5

日総財公第 101 号) 及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成 26 年 8 月 5 日総財公第 102 号)の内容を踏まえ、自らが関係する第三セクター等について、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むこと。また、健全な経営を前提に、公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等の長所を踏まえ、地域の元気を創造するための活用に適切に取り組むこと。

その際、今後、総務省が公表する予定の先行事例を参考にしつつ、各第三セクター等の実情も踏まえ、積極的に検討すること。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

(1) 公共施設等総合管理計画の策定促進

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成 26 年 4 月 22 日総財務第 74 号) 及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成 26 年 4 月 22 日総財務第 75 号)の内容を踏まえ、平成 28 年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定すること。

計画の策定にあたっては、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

(2) 統一的な基準による地方公会計の整備促進

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月 23 日総財務第 14 号) 及び「統一的な基準による地方公会計マニュアルについて」(平成 27 年 1 月 23 日総財務第 15 号)の内容を踏まえ、原則として平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用すること。

(3) 公営企業会計の適用の推進

「公営企業会計の適用の推進について」(平成 27 年 1 月 27 日総財公第 18 号) 及び「公営企業会計の適用の推進にあたっての留意事項について」(平成 27 年 1 月 27 日総財公第 19 号)の内容を踏まえ、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行すること。公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備することを通じ、自らの経営や資産等を正確に把握することで、より計画的な経営基盤・財政マネジ

メントの強化に努めること。

5 PPP／PFIの拡大

- (1) 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP／PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたいこと。

なお、地方財政措置については、地方公共団体がPPP／PFIを導入しても不利にならないよう財政措置を講じる(イコールフットィングを図る)ことを基本としている。

- (2) 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP／PFIの積極的な活用の検討に努めるとともに、統一的な基準による地方公会計の整備及び公営企業会計の適用の推進により、取得年月日や取得金額・耐用年数等が記載された固定資産台帳を整備・公表することで、民間事業者に対して十分な情報提供を行い、PPP／PFI事業への参入促進が図られるように努めること。

第2 地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表について

基本方針 2015 において「業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供し、地方行政サービス改革を推進する観点から、民間委託、指定管理者制度、庶務業務の集約化、クラウド化等の推進等の取組について、総務省においては、各地方公共団体における取組状況・方針を統一した様式で整理・公表する「取組状況・方針の見える化」を実施するとともに、その取組状況等について「比較可能な形で公表」することを予定しているものであること。

その実施の詳細については別途通知によるものであること。

第3 総務省における推進方針

国・地方を通じて質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが必要であり、総務省においては、地方行政サービス改革を積極的に推進する観点から、その推進状況について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資す

るよう助言等を行うものであること。

また、第2において実施することとしている、地方行政サービス改革に関する「取組状況・方針の見える化」及び「比較可能な形での公表」については、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

今般の地方行政サービス改革に関する取組については、窓口業務の見直しなど市区町村の取組が中心となるものもあるが、各都道府県においても同様に、市区町村の行政運営に資する観点から、都道府県内市区町村の業務の効率化に関する取組状況等についてフォローアップを実施するとともに、適切に助言を行うこと。